

【表紙】  
【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月23日

【会社名】 キーサイト・テクノロジーズ・インク  
(Keysight Technologies, Inc.)

【代表者の役職氏名】 バイス・プレジデント、副法律顧問兼秘書役補佐  
ジェフリー・K・リー  
(Jeffrey K. Li, Vice President, Assistant General Counsel and Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国カリフォルニア州95403、サンタローザ、  
ファウンテングローブ・パークウェイ1400  
(1400 Fountaingrove Parkway, Santa Rosa, CA 95403, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 高橋 謙

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号  
アークヒルズ仙石山森タワー28階  
ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03)6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 谷田部 耕介

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号  
アークヒルズ仙石山森タワー28階  
ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03)6271-9900

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 キーサイト・テクノロジーズ・インク普通株式(額面金額:0.01米ドル)  
の取得に係る新株予約権証券

当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

【届出の対象とした募集金額】 0.00米ドル(0円)(注1)  
13,323,750米ドル(1,416,048,150円)(見込額)(注2)(注3)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。

(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。

(注3) 金額の詳細については第一部「証券情報」を参照のこと。

## 注記：

1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」又は「キーサイト」とは、文脈に応じてキーサイト・テクノロジーズ・インク又はキーサイト・テクノロジーズ・インク及びその子会社を指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=106.28円の換算率（平成30年3月2日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により換算されている。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	317,156個(見込数)(注1)
発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	自 2018年4月1日 至 2018年4月30日(注2)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	キーサイト・テクノロジー合同会社 東京都八王子市高倉町9番1号 キーサイト・テクノロジー・インターナショナル合同会社 東京都八王子市高倉町9番1号
割当日	2018年5月1日
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。

(注1) 各新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、当社の普通株式1株を購入するオプションである。よって、上記「発行数」は、本新株予約権の目的となる株式の数と同数を記載した。

(注2) 申込期間中、適格従業員は本プラン（以下に定義される。）への参加を選択することができる。プラン参加者（以下に定義される。）は、次回募集への参加を希望する場合（ただし、プラン参加者は参加を要求されない。）、当社が申込のために定める指示に従わなければならない。本有価証券届出書に関する購入期間は2018年5月1日に開始する。

##### (摘 要)

###### プランの採択及び対象者

本募集は、2014年7月16日開催の当社の取締役会（以下「取締役会」という。）の決議により採択され、2014年11月1日に有効となったキーサイト・テクノロジーズ・インク従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）に基づくものである。

本募集は、本プランに基づき、本邦子会社の適格従業員約627名に対し、新株予約権証券を発行するものである。

ここにいう本邦子会社とは、キーサイト・テクノロジー合同会社（本邦における有限責任会社であり、当社の100%間接所有子会社）及びキーサイト・テクノロジー・インターナショナル合同会社（本邦における有限責任会社であり、当社の100%間接所有子会社）を指す。

本プランに申し込む当社又は特定会社（本プランに定義される。）の各適格従業員（以下「従業員」という。）は「プラン参加者」という。

## プランの目的

本プランの目的は、当社及びその特定会社の従業員に当社の普通株式（以下「当社普通株式」という。）を購入する機会を提供し、それにより当社の発展に貢献することを更に促すことにある。

## プランの実施

約6ヶ月の募集期間は、同期間の購入期間と共に、通常は毎年5月1日及び11月1日に開始する（それぞれ「購入期間」という。）。本募集については、2018年5月1日に購入期間が開始する。プラン参加者は、適用される募集/購入期間中、プラン参加者が承認した報酬（本プランに定義される。）の1%から10%の給与天引による積立金（以下「拠出金」という。）を用いて、当社普通株式が購入される購入日（2018年10月31日）における当社普通株式1株当たりの公正市場価格の85%に相当する購入価格（以下に定義される。）により、当社普通株式を購入することができる。ただし、プラン参加者は、1暦年において、1人当たり5,000株を超えて又は25,000米ドルを超過する価格の株式（各募集期間の最初の日に算出される。）を購入することはできない。日本の全従業員が本プランへの参加を選択し、1人当たりの最大購入額である21,250米ドル（25,000米ドルの85%）を拠出したと仮定した場合、本募集にかかわる募集/購入期間（自2018年5月1日至2018年10月31日）における拠出金の最大見込額は、13,323,750米ドル（1,416,048,150円）となる。「新株予約権の目的となる株式の数」は、上記拠出金の最大見込額を、購入日（2018年10月31日）のニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）における当社普通株式の終値の85%で除することにより算出される。上記の計算には、便宜上、2018年3月2日の公正市場価格49.42米ドル（5,252円）を使用した。なお、本プランへの参加の選択及び拠出率の承認に関して、各プラン参加者は、委員会（以下に定義される。）が規定する手続きに従うものとする。

## プランの運営及び管理

本プランは、取締役会又は取締役会が指定する委員会（本有価証券届出書においてはいずれの場合も「委員会」という。）が運営する。

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>本新株予約権は、プラン参加者の拠出金(ただし、1暦年中の1人当たりの購入価額は25,000米ドルを上限とする(各募集期間の最初の日に算出される。))を用いて、購入日における当社普通株式1株当たりの公正市場価格の85%に等しい購入価格により、当社普通株式を購入する権利である。最終的な購入価格は、購入日まで明らかにならない。</p> <p>したがって、当社普通株式の時価が下落した場合、本新株予約権の購入価格も下落し、よって「新株予約権の目的となる株式の数」は増加する(ただし、1暦年中の購入株式数は5,000株を限度とする。)。しかしながら、拠出金は、プラン参加者がその拠出金を減額又は本プランから脱退しない限り(本プランに基づき、いずれも認められる。)、株価によって変動することはない。</p> <p>「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される募集/購入期間中の拠出金を、購入日における当社普通株式1株当たりの公正市場価格の85%に等しい購入価格で除することにより算出される。ただし、下記のとおり「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、株価によって変動しない。</p> <p>本プランの目的は、従業員に当社普通株式を購入する機会を提供し、それにより、当社の発展に貢献することを更に促すことにある。本プランへの参加は任意であり、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、報酬の最大10%により積み立てられた拠出金により決定される(ただし、1暦年中の1人当たりの購入価額は25,000米ドルを上限とする。)。よって、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」の下限は定められていない。</p> <p>さらに、本プランに基づき発行可能な普通株式の総数は、全世界で75,000,000株を超えないものとする。</p> <p>各プラン参加者の本新株予約権の目的となる株式は、必要な場合は米ドルへ換算後、各購入日に各プラン参加者のために自動的に購入される。</p> <p>しかしながら、取締役会(又は必要に応じて委員会)は、その唯一の裁量において、いかなる時も本プランを終了又は停止することができる。</p> <p>さらに、以下の場合、本新株予約権は消滅し、これにより本新株予約権が行使されない可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラン参加者が、募集/購入期間中に本プランから脱退した場合</li> <li>・ プラン参加者が、その本新株予約権が未行使である間に従業員でなくなった場合</li> </ul> <p>株式分割、株式配当、普通現金配当を除くその他の分配(現金、普通株式、その他の有価証券若しくはその他の財産によるかに関わらず)、株式併合又はオプションの目的となる株式のその他の資本再構成により、当社普通株式又はその価格に影響を与える発行済当社普通株式数の増減又はその他の変更が生じた場合、取締役会は、衡平とみなす方法により、(a)未だ行使されていない本プランに基づく各本新株予約権の対象となる当社普通株式及び有価証券の数、種類及び1株当たり購入価格、(b)本プランに基づき交付可能な当社普通株式及び有価証券の最大数及び種類、並びに(c)本プラン第8条に定められる数値的な制限について、一定の比率で調整を行う。</p>
---------------------------------	---

新株予約権の目的となる株式の種類	キーサイト・テクノロジーズ・インク 記名式普通株式(1株当たり額面金額0.01米ドル)(注1)(注2)
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株 全体で317,156株(見込数)(注2)(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき 42.01米ドル(4,465円)(見込額)(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	13,323,750米ドル(1,416,048,150円)(見込額)(注5)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:42.01米ドル(4,465円)(注4) 資本金組入額:1株当たり0.01米ドル(1円)(注5) (発行価格については見込額)
新株予約権の行使期間	2018年10月31日(注6)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	キーサイト・テクノロジー合同会社 東京都八王子市高倉町9番1号 キーサイト・テクノロジー・インターナショナル合同会社 東京都八王子市高倉町9番1号 フィデリティ・ブローカレッジ・サービス・LLC アメリカ合衆国02110 マサチューセッツ州ボストン サマー・ストリート 100
新株予約権の行使の条件	本プラン第9条及び第10条を参照のこと。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本プラン第1条を参照のこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	本プラン第13条を参照のこと。
代用払込みに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本プラン第11条を参照のこと。

(注1) 本新株予約権の目的となる株式は、新規発行株式又は自己株式を使用する予定である。

(注2) 株式分割、株式配当、普通現金配当を除くその他の分配(現金、普通株式、その他の有価証券若しくはその他の財産によるかに関わらず)、株式併合又はオプションの目的となる株式のその他の資本再構成により、当社普通株式又はその価格に影響を与える発行済当社普通株式数の増減又はその他の変更が生じた場合、取締役会は、衡平とみなす方法により、( )未だ行使されていない本プランに基づく各本新株予約権の対象となる当社普通株式及び有価証券の数、種類及び1株当たり購入価格、( )本プランに基づき交付可能な当社普通株式及び有価証券の最大数及び種類、並びに( )本プラン第8条に定められる数値的な制限について、一定の比率で調整を行う。

(注3) プラン参加者は、購入日において、適用される募集/購入期間中に積み立てた拠出金を用いて、購入日における当社普通株式1株当たりの公正市場価格の85%に等しい購入価格により、当社普通株式を購入することができる。したがって、本有価証券届出書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される募集/購入期間における拠出金の最大見込額(従業員全員が本プランに参加し、公正市場価格合計25,000米ドルの株式を購入するため、1年間の最大拠出限度額である21,250米ドルを拠出するのに十分な報酬を得たと仮定した場合の金額)13,323,750米ドル(1,416,048,150円)を、2018年3月2日の当社普通株式のNYSEにおける終値49.42米ドル(5,252円)の85%の値(42.01米ドル(4,465円))で除することにより算出される。

- (注4) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である(注3参照)。そこで、説明の目的上、2018年3月2日におけるNYSEにおける当社普通株式の終値49.42米ドル(5,252円)の85%の価格(42.01米ドル(4,465円))とした。なお、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に算出した。
- (注5) 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は未定である(注3参照)。そこで、説明の目的上、募集/購入期間におけるプラン参加者による拠出金の最大見込額とした。
- (注6) 購入日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

(摘要)

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの目的は、当社及びその特定会社の従業員に当社普通株式を購入する機会を提供し、それにより、当社の発展に貢献することを更に促すことにある。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は、本プラン及び委員会による所定の申込書に定められる。

提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがある場合にはその内容

該当事項なし。

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権は、本新株予約権の購入日である2018年10月31日において、全て自動的に行使される。

いかなるプラン参加者も、本プランに基づく購入権の対象となる当社普通株式に関して、当社普通株式が購入され、プラン参加者へ又はプラン参加者のための口座に交付されるまで、いかなる議決権、配当権又はその他の株主の権利を有しないものとする。

本新株予約権の行使及び株券の交付により当社の株主となったプラン参加者は、当社の他の株主と同様に、取締役会がその裁量において、プラン参加者が当該株式を保有している間に生じる基準日とともに宣言する配当を受領することができる。

株券の交付

当社は、本新株予約権の行使後できるだけ速やかに、購入された当社普通株式及びプラン参加者の勘定に貸記された拠出金のうち、株式購入に使われなかった拠出金の残高記録をプラン参加者に交付するものとする。委員会は、株式を直接委員会が指定する仲介業者に又は当社の指定代理人に寄託するよう許可する又は義務付けることができ、委員会は、株式の譲渡につき、電子的方式又は自動的方式を利用することができる。委員会は、一定の期間、当該仲介業者若しくは代理人に株式を寄託しておくことを定めることができ、及び/又は内国歳入法第423条による適格プラン（本プランにより定義され、米国におけるプラン参加者に適用される。）に基づき取得した株式の不適切な処分を把握する上で適切とみなされる場合、若しくは委員会の定めるその他の目的により、他の方策をとることができる。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2【新規発行による手取金の使途】



## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
13,323,750米ドル (1,416,048,150円) (注)	0米ドル (0円)	13,323,750米ドル (1,416,048,150円) (注)

(注) 当該金額は、日本における従業員全員が本プランに参加し、公正市場価格合計25,000米ドルの株式を購入するため、1年間の最大拠出限度額である21,250米ドルを拠出するのに十分な報酬を得たと仮定した場合の見込額である。

## (2) 【手取金の使途】

新株予約権の行使によって得られる差引手取額（概算額：13,323,750米ドル（1,416,048,150円））は、当社の一般運轉資金（設備投資及び営業費用の支払を含むが、これらに限定されない。）に充当する予定であるが、その具体的な内容や金額の内訳、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

## 第2 【売出要項】

該当事項なし。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

## 第4 【その他】

## 1 【法律意見】

当社のバイス・プレジデント、副法律顧問兼秘書役補佐であるジェフリー・K・リー氏により以下の法律意見書が提出されている。

- ( ) 当社は、デラウェア州法に基づいて適法に設立され、かつ、良好な状態で有効に存続している。
- ( ) 当社は、本有価証券届出書に従って、当社の新株予約権証券を適法に募集することができる。
- ( ) 当社による、当社のための関東財務局長に対する本有価証券届出書（訂正届出書がある場合は、それを含む。）の提出は、適法に認められている。
- ( ) 当社を代理して本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）を作成し、これを日本国関東財務局長に提出することその他日本における本プランに基づく新株予約権証券募集の届出に関する一切の行為につき、高橋謙、谷田部耕介及び松居駿介の各氏は各々、当社により当社の日本における代理人として適法に任命されている。

## 2 【その他の記載事項】

目論見書「第一部 証券情報」、「-第4 その他」、「2 その他の記載事項」に、以下に掲げる「キーサイト・テクノロジーズ・インク従業員株式購入プラン」の訳文掲げる。

（和訳）

**キーサイト・テクノロジーズ・インク  
従業員株式購入プラン  
(2014年11月1日発効)**

## 1. 目的

本プランの目的は、キーサイト・テクノロジーズ・インク（「**当社**」）及びその特定会社の従業員に当社の普通株式を購入する機会を提供し、また、それにより、当社の発展に更に貢献することを促すことにある。本プランは、内国歳入法第423条に起因する部分（「**第423条適格プラン**」）及び内国歳入法第423条に起因しない部分（「**第423条非適格プラン**」）の2つの要素から構成される。当社は、第423条適格プランが、内国歳入法第423条における「従業員株式購入プラン」としての適格性を有することを意図している。第423条非適格プランについては、内国歳入法第423条における「従業員株式購入プラン」としては適格性がなく、当社、特定会社及び/又は適格従業員の税務上、証券法上その他の目的を達成するために取締役会が承認した規則、手順又はサブプランに従い、オプションが付与されこととなる。本プランにおいて別段の定めのない限り、第423条非適格プランは、第423条適格プランと同様に運営、管理される。第423条非適格プランに基づく募集の場合、募集時までには取締役会又は取締役会委員会により、その旨指定される。

## 2. 定義

(a) 「**関連会社**」とは、（ ）直接的又は間接的に、当社の支配下にある事業体、当社を支配する事業体、又は当社との共通の支配下にある事業体、あるいは、（ ）当社が相当の持分を保有する事業体をいい、いずれの場合も、取締役会又は委員会が判断する。子会社ではない関連会社は、プランの第423条非適格プランに基づく場合に限り特定会社とみなされる。

(b) 「**取締役会**」とは、当社の取締役会をいう。

(c) 「**歳入法**」とは、1986年米国内国歳入法（修正法）をいう。本プランにおいて歳入法の条項に言及する場合、同法の後続条項又は修正条項を指すものとする。

(d) 「**委員会**」とは、本プラン第15条に基づき取締役会が設置する委員会をいう。

(e) 「**普通株式**」とは、当社の普通株式又はかかる普通株式が転換されることのできるその他の株式をいう。

(f) 「**報酬**」とは、従業員が当社又は特定会社に提供した労務に対して支払われる基本現金報酬、歩合報酬、交代勤務割増金（又は外国法域においては、これらに相当する現金報酬（年13回又は14回支払われる月給又は同様の現地法に基づく追加的年間賃金の概念を含む。））をいい、キーサイト・テクノロジーズ・インク2014年繰延報酬プラン（又はその承継プラン）に基づき繰延べられる基本給控除前に決定される。この場合、超過勤務手当、インセンティブ報酬、インセンティブ給与及び賞与については除外するが、調整がある場合は委員会が決定する。委員会は、報酬の定義に含まれるべき支払の形式を決定する権限を有し、またその定義を将来に向けて変更することができる。

(g) 「**拠出**」とは、本プランにおいて付与されたオプションの行使のため、適用法に基づき又は委員会の単独の裁量による決定に基づき行われる、給与天引き又は当社が認める限度内におけるその他合意による拠出をいう。

(h) 「**当社**」とは、デラウェア州法人であるキーサイト・テクノロジーズ・インクをいう。

(i) 「**特定関連会社**」とは、その従業員が本プランの第423条非適格プランに参加資格があると委員会が特定した関連会社をいう。

(j) 「**特定会社**」とは、委員会の単独の裁量により、本プランに参加資格があるとして、時々において特定された子会社又は関連会社をいう。第423条部分においては、当社及びその子会社のみが特定会社とみなされることができ。ただし、なんどきであっても、第423条適格プランに基づき特定会社である子会社が、第423条非適格プランにおいて特定会社とみなされることはないものとする。

(k) 「**特定子会社**」とは、その従業員がプランに参加資格があるとして委員会が特定した子会社をいう。

(l) 「**従業員**」とは、当該参加期間中、当社又はかかる特定会社の給与支払台帳において(歳入法第3401条(c)項及びその規則に定める意味において)従業員として当社又は特定会社により分類される者をいう。インディペンデント・コントラクター(独立請負者)と分類される個人は従業員に含まれない。

(m) 「**加入日**」とは、募集期間内の最初の取引日、又は新規参加者については初回購入期間中の最初の取引日をいう。

(n) 「**取引所法**」とは、1934年米国証券取引所法(修正法)及びそれに基づく諸規則をいう。

(o) 「**公正市場価格**」とは、かかる価格を決定する日が取引日の場合はその日の、取引日でない場合はその直前の取引日の、普通株式の売値の終値(又は売買の発表がなされない場合は最終気配値)で、ウォール・ストリート・ジャーナル又は委員会が信頼性が高いとみなすその他の情報源に掲載される価格をいう。普通株式の既存市場がない場合、公正市場価格は、取締役会又は委員会が信義に基づきこれを決定する。

(p) 「**募集**」とは、第4条に規定のとおり、本プランに基づき募集期間中に行使することのできるオプションの募集をいう。委員会による別段の規定のない限り、本プランに基づく当社従業員又は特定子会社の従業員に対する募集は、各募集の募集期間が同じであっても、それぞれ別の募集とみなされ、本プランの規定は各募集に別々に適用される。本プラン及び募集の規定が米国財務省規定第1.423第-2(a)(2)及び(a)(3)を満たしている場合、米国財務省規定第1.423-2(a)(1)において許容される限りにおいて、各募集の諸条件は同一である必要はない。

(q) 「**募集期間**」とは、本プランに基づき付与されたオプションを行使することのできる最長24ヶ月間からなる期間をいう。前述にも関わらず、委員会による変更のない限り、「募集期間」とは約6ヶ月の期間をいい、募集期間は毎年11月1日及び5月1日(又はそれ以降)の最初の取引日に開始し、それぞれ翌4月と10月の最終取引日に終了する。募集期間の期間及び時期は委員会により変更又は修正される。

(r) 「**参加者**」とは、本プラン第5条に定める、プランへの参加者をいう。

(s) 「**プラン**」とは、キーサイト・テクノロジーズ・インク従業員株式購入プランをいい、第423条適格プランと第423条非適格プラン(その後の修正を含む。)を含む。

(t) 「**購入日**」とは、各購入期間の最終取引日をいう。

(u) 「**購入期間**」とは、1つの購入日後に開始し、翌購入日に終了する6ヶ月間をいう。購入期間は、前の購入期間の終了後継続して実施されることが出来る。前述にも関わらず、募集期間及び購入期間を修正する委員会の裁量に従うことを条件に、「購入期間」は、募集期間の最初の日に開始し、かかる募集期間の最終日に終了する6ヶ月の期間をいう。

(v) 「**購入価格**」とは、購入日における普通株式の公正市場価格の85%をいう。ただし、委員会は、将来の募集期間の購入価格について、加入日又は購入日のいずれか低い方の普通株式の公正市場価格の85%と定めることができる。ただし、購入価格は第8.4条に基づき調整することができるものとする。

(w) 「**株主**」とは、当社の付属定款において議決権を付与された、普通株式を保有する株主名簿上の株主をいう。

(x) 「**子会社**」とは、歳入法第424条(f)に規定される、当社を筆頭とする連鎖関係にある(当社以外の)会社をいう。

(y) 「**取引日**」とは、全米証券取引所及びニューヨーク証券取引所で取引が行われる日をいう。

(z) 「**米国財務省規則**」とは、歳入法の財務省規則をいう。特定の財務省規則又は歳入法の条項に関する言及には、かかる財務省規則又は条項、かかる条項に基づき公布される有効な規則、及び、かかる条項又は規則を補正・補足し、それらに優先する将来における同様の規定が含まれるものとする。

### 3. 適格性

加入日現在、当社又は特定会社に正規に雇用されている従業員は、当該加入日に開始する購入期間について、本プランに基づき当社の普通株式を購入するためのオプション募集に参加する資格を有する。ただし、委員会は、加入日に開始する購入期間に参加する場合、(例えば1給与期間など)最低の雇用期間を経過していることを求める運営規則を設けることができる。前述の規定にも関わらず、本プランへの従業員の参加資格は以下の制限を受けるものとする。

(a)委員会は、ある募集の加入日におけるオプションの付与について、かかる加入日に先立ち、(均一かつ無差別的に、又は別途米国財務省規則第1.423-2(e)に基づき)、その裁量により、以下に分類される従業員については本プランへの適格性がないと決定することができる。

( )当社又は特定会社による通常の雇用時間が1週間当たり20時間未満又は1暦年中5ヶ月未満(又は委員会がその裁量により決定することのできるより短い時間枠)である従業員

( )歳入法第414(q)で規定するところの「高額報酬受給従業員」である従業員、あるいは、証券法第16条(a)において開示義務のあるとされる従業員又は役員。ただし、かかる除外は、従業員が募集に参加している特定子会社の高額報酬受給者全員に対すると同等の方法により、各募集について適用されるものとする。あるいは、

( )(歳入法の範囲内で)委員会が設定する適格性の要件を満たさない従業員

(b)(歳入法第7701条(b)(1)(A)の意味において米国国民又は居住者であるか、あるいは在留外人であるかに関わらず)米国以外の法域における国民又は居住者たる従業員による本プラン又は募集への参加について、かかる参加が管轄法域の法律により禁じられている場合、あるいは、管轄法域の法律に順じていても、本プラン又は募集が歳入法第423条違反となる場合、認められない場合がある。

(c)オプションの付与を受けた直後に、転換証券の転換により従業員が購入できる株式又は当社により付与された未行使オプションの行使により購入できる株式を含め、当社又はその子会社の全種類株式の総議決権又は価額の5%以上を従業員が(歳入法第424条(d)の意味において)保有し若しくは保有するとみなされる場合、かかる従業員は本プランに基づきオプションの付与を受けることができない。

(d)法的根拠又は運営上の理由から、従業員の参加が好ましくないと委員会が判断した場合、かかる従業員は、第423条非適格プランに基づく募集に参加することができない可能性がある。

募集に参加する従業員は全て、本プランに基づき同等の権利及び特権を有するものとするが、現地法の定めによる相違であって米国財務規則第1.423-2(f)(4)に矛盾しない相違についてはこの限りではない。ただし、第423条非適格プランに基づく募集に参加する従業員は、第423条適格プランに基づき同じ募集に参加する他の従業員の有する権利及び特権を有するとは限らない。

#### 4. 募集期間

本プランは、11月1日及び5月1日又はそれ以降を最初の取引日とする約6ヶ月間の募集期間を有するものとし、2014年11月1日に発効する。かかる募集期間はそれぞれ4月30日及び10月31日又はそれ以前の最終取引日を購入日として終了する。前述の規定にも関わらず、委員会は連続した募集期間を開始する権限を有するものとし、その場合の新たな募集期間は、直前の募集期間の最初の日から24ヶ月目又はそれ以降の最初の取引日、あるいは、その他、委員会が決定するその他の日に開始し、その後24ヶ月間、又は、本第14条に基づき終了するまで、継続するものとする。

委員会は、株主の承認を経ることなく、将来の募集について、その開始日を含め、募集期間の期間を変更する権限を有する。ただし、かかる変更が、以後影響を受ける最初の募集期間開始予定日の5日前までに通知される場合に限る。

#### 5. 参加

5.1 本第3条に基づき本プランに参加適格とされる従業員は、当社が提供する給与控除同意書及びプラン登録申請書に記載の上、該当する加入日以前の委員会が指定する日に提出することにより、又は、その他委員会の定める電子的登録手続き等に従うことにより、参加者となることができる。適格従業員は、各従業員報酬の10%を超えない任意の整数の割合での給与控除を許可することができる。委員会は、その単独の裁量により、(現地法の制約上)米国以外の参加者カテゴリーの者及び/又は正当な休暇中の参加者に対し、他の拠出法並びにかかる他の拠出法による運営を円滑にする

ためのその他手続を承認することができる。給与からの拠出額は、米国以外の地域の法令により分別が義務付けられている場合を除き、当社が留保し、会社運営資金として当社が使用することが認められる。各地域の法令により義務付けられている場合を除き、かかる拠出に対する利息は支払われず、参加者は利息債権を有しない。当社はプランの各参加者に関して個別の勘定を設け、各参加者の拠出額はその勘定に貸記される。参加者は当該勘定に追加の払込みをすることはできない。

5.2 委員会の定める手続に基づき、参加者は、購入日の5日前までに、新たに給与控除同意書及びプラン登録申請書に記入し委員会に提出することにより、又は、委員会の定める電子的登録手続き等に従うことにより、購入期間中にプランから脱退することができる。購入期間中に参加者がプランから脱退する場合、積み立てられたかかる参加者の拠出額は、当該地域の法令により義務づけられている場合を除き、無利息で参加者に返還される。委員会は、参加者が購入期間中に脱退し、プランに再登録する場合の時期と頻度を制約する規定を設けることができ、また脱退後の再登録を希望する参加者に対し待機期間を設けることができる。

5.3 参加者は、新たな給与控除同意書及びプラン登録申請書を提出することにより、又は、委員会の定める電子的登録手続き等に従うことにより、なんどきでも拠出の割合を変更することができる。参加者が拠出割合を変更する手続きを取っていない場合は、その購入期間中及び（翌募集期間中の購入期間を含む）将来の購入期間を通じて、当初に選択した拠出割合が継続して適用されるものとする。歳入法第423条(b)(8)の規定に基づき、委員会は、購入期間中のなんどきでも、参加者の拠出を0%まで減少させることができる。委員会は、その単独の裁量により、購入期間中に参加者が行う拠出割合の変更及び変更の回数を制限することができ、また、プランの運営上適切と思われるその他の条件又は制約を設けることができる。

## 6. 雇用の終了

購入期間の終了以前において、（死亡を含め）理由の如何を問わず、参加者と当社又は特定会社との間での雇用関係が終了した場合には、当該参加者のプランへの参加は終了し、当該参加者の勘定に貸記された金額の全ては参加者又は死亡の場合においてはその相続人若しくは遺産に、当該地域の法令により義務づけられている場合を除き無利息で返還される。雇用関係の終了及び終了の日は、委員会が単独の裁量により決定する。また委員会は、特定会社、子会社、関連会社及び当社間での雇用の移動を含め、どの時点で休職や雇用状況の変更が雇用関係の終了とみなされるかについての規則を設けることができ、さらに委員会は、当社及び子会社や関連会社の他の給付プランにおいて定められた同様の規程とは別に、本プランにおける雇用関係終了手続きを設けることができる。

## 7. 適格プラン及び非適格プラン間の乗換え

参加者が第423条適格プランに参加している当社又は特定子会社から、第423条非適格プランに参加している特定会社に雇用を移す場合、また、かかる移動が、委員会により、雇用の終了とみなされない場合、参加者は翌募集期間まで第423条適格プランに基づく募集が継続適用される。ただし、歳入法第423条上の要件に基づき普通株式を購入する適格性が継続していなければならない。また、かかる参加者が同第423条に基づく適格性がない場合、第423条非適格プランに即座に移り、当該募集において普通株式を購入することができるものとする。参加者が、第423条非適格プランの適用される特定会社から第423条適格プランの適用される当社又は特定子会社に雇用を移した場合、委員会ではかかる移動を雇用の終了とはみなさず、よって、かかる参加者については、（ ）第423条非適格プランに基づき現募集期間が終了する日、又は（ ）かかる移動後に参加者が参加できる最初の募集期間の募集日、のいずれか早く到来する日まで、第423条非適格プランへの参加が継続するものとする。前述の規定にも関わらず、委員会は、第423条適格プラン及び第423条非適格プランに参加する会社間の雇用の異動を管理するため、歳入法第423条の適用要件に順じ、異なる規則を設けることができる。

## 8. 募集

8.1 第11条による調整を条件として、プランに基づき発行される普通株式数は最大で250万株とし、また、2015年以降、当社の会計年度の初日における当社の発行済株式の1%相当分の株式数を、又は委員会の定めるそれ未満の数を、会計年度初日に毎年追加するものとする。ただし、プランに基づき発行できる普通株式の最大数は750万株とする。特定の購入日において、オプションが行使される株式の数が、その時点でプラン上利用可能な株式数を超過する場合、当社は、実行可能な限り会社が公平と判断する統一した方法により、購入可能な残余株式を按分比例して割り当てるものとする。普通株式のかかる最大数の株式全て又はその一部は、第423条適格プランに基づき発行することができる。

8.2 各購入期間は、委員会が定めるものとする。委員会による特段の定めがない限り、本プランは、各中間期の初日(11月1日及び5月1日)に開始する連続する6ヶ月間を購入期間として運用される。委員会は、株主の承諾なく、また参加者の予測に関係なく、将来における募集期間を変更する権能を有する。

8.3 第5.1条に従いプランに参加することを選択した適格従業員は、それぞれ各購入期間中、当該従業員のために積み立てられた拠出額で、普通株式又はその端株(5,000株を上限とする。)を第8.4条に定められる購入価格により購入するオプションを付与される。ただし、オプションが未行使の場合においては、暦年を通じ、従業員は、当該普通株式の公正市場価格(オプション付与時に決定される)において25,000米ドルを超える価格で普通株式を購入するオプションを付与されないものとする。前述の文については、歳入法第423条(b)(8)に従い解釈されるものとする。

8.4 委員会は、各オプションの購入価格を、( )オプションが付与される入会日における、普通株式の公正市場価格の(85%を下回らない)委員会により設定される割合(「指定%」)、又は( )普通株式が購入される購入日における普通株式の公正市場価格の指定%、のいずれか低い方の値に設定する権利を有する。委員会は、将来の募集期間における指定%を変更することができるが、85%未満とすることはできず、また、委員会は、将来の募集期間のオプション価格について、購入日における普通株式の公正市場価格の指定%と設定することができる。前述にも関わらず、購入価格の決定方法を変更する裁量権を行使しない場合、購入価格は、各購入日における普通株式の公正市場価格の85%に相当するものとする。

## 9. 株式の購入

各購入期間の終了時、参加者のオプションは自動的に行使され、参加者の勘定に貸記されたその時点における拠出積立金により、第8.4に規定の適用価格で、整数及び端数の普通株式が購入される。購入日に給与支払日が到来する場合、参加者は、現行の購入期間又は募集期間に対する自身の勘定に拠出することができる。

前述にも関わらず、オプションが行使される時点で、当社又はその被指定者は、所得税、社会保険、給与税、付加給付税、勘定支払その他当社又は特定会社が監督官庁の規制により源泉徴収を義務付けられているその他税務関連項目の源泉徴収に必要又は妥当と思われる引当金を設け、措置を講じることができる。ただし、各参加者は、本プランに起因する各人の納税額全額について支払う義務を負うものとする。

## 10. 支払及び交付

当社は、オプションの行使後できるだけ速やかに、購入された普通株式及び参加者の勘定に貸記された拠出額のうち、株式購入に使われなかった残高の記録を参加者に交付するものとする。委員会は、株式を直接委員会の指定する仲介業者又は当社の指定代理人に寄託すべき旨、許可あるいは義務付けることができ、また、委員会は、株式の譲渡につき、電子的方式又は自動的方式を活用することができる。委員会は、一定期間、当該仲介人又は代理人に株式を寄託しておくことを定めることができるが、さらに/又は、第423条適格プランに基づき取得した株式の不適切な処分を把握する上で適切とみなされる場合、又は委員会の定めるその他の目的により、他の方策をとることもできる。当社は、普通株式の購入に使われた拠出額を、普通株式のための全額払込金額として保持し、これにより普通株式は全額払込みが完了し、追加払込み義務は発生しない。本第10条に定められるとおり、プランにより付与されたオプションの対象となる株式が購入され、当該参加者に交付されるまでは、いかなる参加者も、本プランに基づき付与されたオプションの対象となる株式につき、議決権、配当請求権、その他株主としての権利を有するものではない。

## 11. 資本再構成

株式分割、株式配当及びその他(通常の現金配当、オプションの原資株式の併合若しくは資本再構成以外)の分配(分配が現金、普通株式、その他有価証券又は他の財産によるものであるかに関わらない。)により、発行済普通株式の数が増加又は減少する場合、あるいは、普通株式又はその価値に影響を及ぼすその他の変更が生じる場合、取締役は、衡平とみなす方法により、( )普通株式の数、種類、有価証券の種類及びプランに基づく未行使オプションの原資株式の1株当たり購入価格、( )プランに基づき交付できる普通株式の最大数、種類及び有価証券の種類、並びに( )第8条に規定された数値制限について、応分的調整を行うものとする。また取締役会は、その裁量により、かかる状況下において必要若しくは適切とみなされる更なる措置を講ずるものとする。本第11条に基づく取締役会の決定は最終的であり全当事者を拘束するものとする。

## 12. 合併、清算、その他の企業取引

当社の清算又は解散が計画されている場合、取締役会が単独の裁量により特段の決定をしない限り、募集期間にかかる計画された取引が完了する直前に終了するものとする。その場合、未行使のオプションは全て自動的に消滅し、給与からの拠出額は、各地域の法令により義務付けられている場合を除き無利息で、参加者に対し全額返還される。

当社の全資産若しくは実質的に全資産の売却又は他社との合併、統合若しくは吸収が計画されている場合には、取締役会の単独の裁量により、( )承継会社又は承継会社の親会社若しくは子会社がオプションを承継し、又はかかるオプションに代わる同等のオプションを発行するものとし、( )当該合併、統合又は売却の完了日以前の取締役会の定める日をもって購入日とみなし、かかる日に未行使のオプションは全て行使され、又は( )未行使のオプションは全て消滅し、積み立てられた拠出額は、各地域の法令により義務付けられている場合を除き無利息で、参加者に返還される。

### 13. 譲渡性

参加者に付与されたオプションは、( 遺言、相続法及び遺産分配法、又は第23条の規定による場合を除き)、任意又は強制的に譲渡、移転、質入若しくはその他いかなる方法においても処分してはならず、譲渡、移転、質入若しくはその他の方法による処分が試みられた場合も、無効であり効力を有さないものとする。参加者が、歳入法第423条(b)(9)で認められている以外の場合に、プランに基づく権利若しくは利益について移転、譲渡若しくは担保権設定を試みた場合、かかる行為は、参加者が第5.2条に従いプランからの脱退を選択したもものとして扱われる。

### 14. プランの変更、終了

14.1 第14.2条の規定に基づき終了する場合を除き、本プランは2024年1月1日まで継続する。

14.2 法で認められる限り、取締役会は、その単独の裁量により、本プランの終了若しくは中断又はいかなる変更若しくは修正も行うことができる。ただし、本プラン第11条に基づく修正の場合を除き、株主の承認なくして、いかなる変更若しくは修正も、本プランの対象となる株式の数を増加させてはならない。

### 15. プランの運営

取締役会は、二名以上の取締役で構成される委員会を設置するものとする。かかる委員は、取締役会の定める期間任務を遂行し、また、取締役会はいつでもかかる委員を解任することができる。委員会は、本プランの日常的運営に関する権限と責任を有し、本プランに特記された権限と責任、その他取締役会から委員会に委任される職務・責任・権限(本プランにおいて取締役会に課されている機能を含む)を有する。委員会は、適用される法令において認められる範囲で、本プランの日常的運営につき、一名以上の個人にその職務を委任することができる。委員会は、取締役会に委任された範囲において、本プランの適切な運営に必要なとみなす規則を制定し、本プランの規定の解釈と運営の統括を行い、プラン上の権利に関する事実を認定し、プランの運営に必要な又は望ましいと考える一切の措置を講じる完全な権能と権限を有する。取締役会及び委員会の決定は最終的なものであり、全ての参加者を拘束する。委員会の過半数が署名をなした書面による決定事項は、適法に開催された委員会の会議でなされたものと同様に完全な効力を有する。本プランの運営により生じた一切の費用は、当社が支払う。本プランに関し、又は本プランに基づき付与されたオプションに関し、信義に基づきなされた行為又は決定について、取締役会及び委員会の構成員はいずれも責任を負わないものとする。

### 16. 米国以外の法域における委員会の規則

委員会は、米国以外の地域における法律上の要件及び手続きにプランを適合させるため、プランの運営及び管理に関する規則、手続及び/又はサブプランを設けることができる。かかる規則、手続き及び/又はサブプランが歳入法第423条の規定に順じない場合、それらは第423条非適格プランの一部とみなされる。かかるサブプランの規則は、第8.1条を除き、本プランの規定に優先されることができるが、かかるサブプランの条件により本プランの規定が不要とされない限り、サブプランの運営は本プランの規定に基づいて行うものとする。前述の一般性を制限することなく、委員会は、各地域により異なる適格性、報酬の定義、拠出の取り扱い、利息の支払い、現地通貨との換算、給与税、源泉徴収手続き、実質保有者指定上の条件、普通株式に対する制約及び株券の取り扱いに関し、規則及び手続きを採用する明確な権限を有するものとする。

### 17. 証券関係法の要件

当社が次の三点の認定、すなわち、( )当社及び参加者が、1933年米国証券法に基づき、普通株式の登録に必要な措置又は同法が定める登録義務免除の要件具備に必要な措置を全て講じたこと、( )普通株式を上場する株式取引所において適用される上場要件が充足されたこと、及び( )州、連邦、その他米国以外の国における適用法の規定を充足して

いることについて、認定がなされない限り、オプションの行使によっても普通株式を発行する義務を負わないものとする。

## 18. 公的規制

本プラン自体並びに本プランに基づき当社の普通株式を売却、交付する当社の義務は、本プラン自体又はプランに基づく株式に係る授権、株式の発行、売却、交付に関して必要とされる政府当局の承認を経なければならない。

## 19. 従業員の権利の非拡張性

本プランのいかなる規定も、当社若しくは特定会社の従業員としての地位を保持する権利を従業員に付与するものとみなされるものではなく、また、当社若しくは特定会社が随時従業員を解雇する権利を妨げるものとみなされない。

## 20. 準拠法

いかなる法域であるかを問わず、本プランについて、管轄裁判所が違法又は執行不可能と判断した規定のある場合であっても、かかる判断により、他の法域における当該規定の適用又は本プランのその他の規定の適用に影響が及ぶものではない。

## 21. 効力発生日

本プランは2014年11月1日をもって効力を生じる。

## 22. 報告

プランの参加者には個別の勘定を記録するものとする。少なくとも年一度、勘定明細が各参加者に交付される。

## 23. 受益者の指定

本プランに基づき参加者が購入した普通株式及び当社又はその受託者により参加者のために維持されている勘定に保管された現金(がある場合)について、参加者は、書面により受益者を指定し、また以後、書面により指定されたかかる受益者を変更することができる。参加者が死亡した場合、適用される地域の法規制に従い、当社又はその受託者は、かかる普通株式及び/又は現金を指定受益者に引渡すものとする。

また、参加者が死亡した場合で、その死亡の時点で有効な指定を受けた生存する受益者が存在しない場合には、適用される地域における法規制に従い、当社は、当該普通株式及び/又は現金を、参加者の遺言執行者又は遺産管理人に引渡すものとする。遺言執行者又は遺産管理人が(当社の認識する限りにおいて)指定されていない場合、当社は、当社の単独の裁量において、参加者の配偶者、扶養家族若しくは親族に、また、配偶者、扶養家族、親族の存在を会社が認識していない場合には、当社の定めるその他の者に、かかる普通株式及び/又は現金を引渡す(若しくは受託者をして引渡せしめる)ものとする。

受益者の指定については全て、委員会がときどきにおいて指定する様式及び方式によるものとする。当社及び/又は委員会は、本条における前述の規定にも関わらず、米国財務規則第1.423-2(f)において認められる限り、米国以外の法域において参加者がかかる指定を行うことを認めない決定を下すことができる。

## 24. 内国歳入法第409条A項

第423条適格プランについては、歳入法第409条A項の適用から除外されており、本書における曖昧性は、歳入法第409条A項から除外されるよう解釈されるものとする。第423条非適格プランについては、短期繰延報酬に対する適用免除に基づき、歳入法第409条A項の適用から除外されることを意図しており、いかなる曖昧性も、かかる意図に照らして解釈されるものとする。前述に関連し、また本プランに矛盾する規定のある場合であっても、委員会が、本プランにより付与されるオプションが歳入法第409条A項の適用を受けると判断した場合、又は、プランの規定が、本プランに基づくオプションをして歳入法第409条A項の適用を受けせしめると判断した場合、委員会は、未行使のプラン又はプランに基づき将来付与されるオプションを歳入法第409条9項の適用から除外するため又は第409条9項に適用させるため、本プラン及び/又は本プランに基づき付与された未行使のオプションの条件を改正し、あるいは、委員会が必要又は適切とみなすその他の措置を講じることができるものとする。そのいずれの場合においても、参加者の承諾を必要としない。前述の定めにも関わらず、歳入法第409条A項の適用から除外され又はかかる条項に適用することを意図している本プランに



基づき普通株式を購入できるオプションが、第409条A項の適用から除外され又はかかる条項に適用していない場合であっても、あるいは第409条A項に関し委員会が講じるいかなる措置についても、当社は参加者又はその他いかなる当事者に対しても責任を負わないものとする。

## 25. 税制適格性

当社は、( )米国又は米港以外の法域における法律に基づき、オプションが税制優遇措置が受けられるよう、又は( )(例えば、歳入法第409条A項に基づき)税制上不利な適用を受けることのないよう努めるものとするが、第24条を含め本プランに矛盾する規定のある場合であっても、かかる趣旨について表明をするものではなく、また、税制優遇措置を確保又は税制上不利な適用を回避する誓約条項については、これを明白に否定するものである。当社は、本プランに基づき参加者に対し税制上不利な影響が及ぶ可能性がある場合であっても、その企業活動において制約を受けない。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

### 第2【統合財務情報】

該当事項なし。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

## 第三部【追完情報】

### 第1 事業等のリスクに関する変更

2017年10月31日終了年度にかかる外国会社報告書の提出日（2018年2月27日）以後本有価証券届出書提出日現在までに、当該外国会社報告書に記載された「事業等のリスク」の記載に関して行われた重要な変更は以下の通りである。また、外国会社報告書及びその補足書類に記載されている将来に関する事項に重要な変更はない。

**景気低迷及び不透明な経済状況により、当社の経営成績及び財政状態が悪影響を受ける可能性がある。**

当社の事業は、米国内外いずれにおいても、経済状況の悪化に敏感である。世界的及び地域的な経済の不確実性又は低迷により当社の事業は悪影響を受け、下記が生じる可能性がある。

- ・ 当社製品に対する需要の減少、出荷の遅れ、注文取消しの増加
- ・ 過剰在庫及び陳腐化した在庫のリスク上昇
- ・ 当社の製品及びサービスに対する価格圧力の増大
- ・ 当社の将来における投資ポートフォリオに関する価値の減損リスク及び流動性損失リスクの増加

さらに、失業率の上昇、収入の減少、信用供与の減少、資本市場の不安定性、流動性の低下、米国、欧州及びアジアにおける国政選挙結果の不安定さ、並びに米国、欧州及びアジアにおける全般的経済状況の悪化又は不安定性といった世界的及び地域的なマクロ経済の動向が、当該地域において当社が事業を行う能力に悪影響を及ぼす可能性がある。経済の不安定性又は悪化により当社のサプライヤー及び販売業者を含む顧客が見舞われる経済的困難の結果、商品の遅延や在庫の問題が生じる可能性がある。売掛金に関連する経済的リスクにより、回収の遅延及び不良債権費用の増大に至る可能性がある。

### 第2 外国会社報告書の提出日以後、本有価証券届出書の提出日までの間の資本金の増減

年月日	資本金増減額 (百万ドル)	資本金残高 (百万ドル)
2017年10月31日	-	1,726
2018年1月31日	29	1,755

### 第3 その他

該当事項なし。

## 第四部【組込情報】

- (1) 外国会社報告書及びその補足書類 2018年2月27日 関東財務局長に提出  
(自2016年11月1日 至2017年10月31日)

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としている。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。